（施行前の準備）

第三十七条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条　この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他経過措置の政令への委任）

第三十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法等の一部改正）

第四十条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第四項第一号

二　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十四条の二第一項第二号

三　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項第二号

第四十一条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

一　労働者災害補償保険法第十二条の八第四項第一号

二　国家公務員災害補償法第十四条の二第一項第二号

三　地方公務員災害補償法第三十条の二第一項第二号

（地方自治法の一部改正）

第四十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の項第一号中「含む。）」の下に「、第十九条の十一」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第四十三条　身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第五項中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第十条第一項第二号ニ中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

第十八条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第四十四条　身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護給付費等（」の下に「次項及び」を加え、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四条第一項に規定する児童（以下この項において「身体障害者等」という。）が、継続して、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて、障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

第九条の二第一項中「前条第四項各号」を「前条第五項各号」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に改める。

第十条第一項第二号ニ中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改める。

第十一条第二項中「第二十六条第一項」の下に「、第五十一条の七第二項及び第三項、第五十一条の十一」を加える。

第十一条の二第四項第二号中「第九条第四項第三号」を「第九条第五項第三号」に改める。

第十五条第一項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第十八条第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第五十条中「第六十三条の四」を「第六十三条の二」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　新自立支援法附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第三項の規定は、施行日以後に継続して同条第二項に規定する特定施設に入所又は入居をすることにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第三項に規定する身体障害者等について適用する。

（生活保護法等の一部改正）

第四十六条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十四条の三

二　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十六条の二第一項第三号

三　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第二号

四　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第三号

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

一　生活保護法第八十四条の三

二　国民健康保険法第百十六条の二第一項第三号

三　高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第二号

四　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第三号

（国有財産特別措置法の一部改正）

第四十八条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同号ハ中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。